

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構における
研究活動の不正行為の防止及び対応に関する規程

平成28年4月1日
28（規程）第42号
最終改正 平成29年4月1日
29（規程）第22号

（目的）

第1条 この規程は、「研究上の不正に関する適切な対応について（平成18年2月28日、総合科学技術会議）」、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日、文部科学大臣決定）」、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン（平成18年8月8日、科学技術・学術審議会）」、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）、文部科学大臣決定）」、「提言「研究活動における不正の防止策と事後措置—科学の健全性向上のために—」（平成25年12月26日、日本学術会議科学研究における健全性の向上に関する検討委員会）」、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）について（平成26年3月31日、厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定）」その他の政府関係機関の研究の不正行為に関する決定、報告等を参考とし、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「機構」という。）が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、不正行為が起こりにくい環境が作られるよう対応の強化を図るとともに、機構の役職員及び機構により委嘱又は受入された者（以下「職員等」という。）による研究不正の防止を図ること並びに機構において研究不正問題が発生した場合の迅速かつ適正な解決に資することを目的とする。

（研究不正の定義）

第2条 「研究不正」とは、次の各号に掲げる行為をいう。ただし、第1号から第3号（以下「特定不正行為」という。）については、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものとし、第4号については、故意若しくは重大な過失による研究費の不適切な用途への使用又は競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下「外部資金」という。）の交付の決定の内容やこれに付された条件に違反した使用を含むものとする。

- （1）捏造：存在しない研究データ、研究結果等を作成し、これら作成したものを記録し、報告し、又は研究論文等に利用すること。
- （2）改ざん：研究データや研究資料に変更を加える操作を行い、変更したものを記録し、報告し、又は研究論文等に利用すること。

(3) 盗用：他の研究者のアイデア、研究手法、研究結果、研究論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

(4) 研究費の不正使用：研究費（外部資金を含む。）の不適切な経理処理や私的な流用等を行うこと。

(対象者)

第3条 本規程は、機構の全ての職員等を対象とする。

(行動規準及び遵守事項)

第4条 職員等は、次の各号に掲げる事項を行動規準として、研究活動又は研究を支える活動を行わなければならない。

- (1) 研究不正を行わないこと
- (2) 研究不正に荷担しないこと
- (3) 周りの者に対して研究不正をさせないこと

2 職員等は、知り得た研究不正を放置してはならない。

3 職員等は、健全な研究活動を保持し、かつ、研究不正が起こらない研究環境を形成するため、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 研究活動に直接従事する職員等（以下、「研究者」という。）は、実験プロトコル、各種計測データ、実験記録、ラボノート等が個人の私的記録ではなく、研究成果物取扱規程第2条1項に定める研究成果物に該当し、機構に帰属することを認識し、各研究者が適切に管理する。また、研究者は「研究ノート取扱等に関する指針」に基づき、研究ノート（実験プロトコル、各種計測データ、実験記録、ラボノート等のうち、研究開発活動について、事後的なトレーサビリティを確保できる最低限の情報を記録したもの（保管場所を特定した電子的なデータファイルを含む。))を適切に作成するよう留意する。

(2) 管理監督の任にある研究者は、管理監督の対象となる研究者の研究ノートが適切に管理されていることを適切な方法により確認する。

(3) 研究者は、研究ノートを他の研究者等からの問合せや調査照会等にも対応できるよう、研究論文等成果物の発表後も一定期間（特段の定めがない場合は5年間）保管する。

(4) 職員等は、会計システムへの入力、発注・検収等に係る帳票類の保管等、物品・役務の購入、旅費、勤務管理に係る事務等の合法性及び適切性を確保し、又は代理の者に確保させる。

(5) 職員等は、上記事務に関して、倫理規程の遵守を旨とするほか、その合法性又は適切性に疑義を生じさせるいかなる行為も行ってはならない。

(6) 各部長等は、上記事項を遵守するよう指導し、その徹底を図るために自主的な取組

を喚起する。

(機構における管理責任)

第5条 機構は、共同研究における個々の研究者等がそれぞれの役割分担及び責任を明確化することや、複数の研究者による研究活動の全容を把握し管理する立場にある代表研究者が研究活動や研究成果を適切に確認していくことを促すとともに、若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう、適切な支援、助言等がなされる環境整備（メンターの配置等）を行うものとする。

(コンプライアンス教育)

第6条 機構は、機構の不正対策に関する方針、ルールその他の研究活動の不正行為の防止及び対応に関するコンプライアンス教育を実施する。

2 職員等は、毎事業年度、前項のコンプライアンス教育を必ず履修しなければならない。

機構は、職員等の履修の記録を5年間保管する。

3 機構は、研究活動を行う部署の所長等（各研究企画室長等を含む。）を研究倫理教育責任者として、それぞれ所属する研究者を対象に定期的に研究倫理教育を実施する。

(誓約書)

第7条 職員等は、別に定める細則に基づき、毎事業年度、誓約書を機構に提出しなければならない。

2 機構は、別に定める細則に基づき、調達、委託、共同研究等を行う対象から誓約書の取得に努めなければならない。

(研究不正に係る事実関係の説明責任)

第8条 研究不正に係る疑義を生じせしめた職員等は、機構に対し事実関係を誠実に説明する責任を負う。

(研究不正への対応及び措置)

第9条 機構は、研究不正への対応及び措置として、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

(1) 疑義の受付け

監査・コンプライアンス室は、研究不正に関する窓口を設置し、相談や告発を随時受け付ける。告発は原則顕名によるものとし、次に掲げる事項が記載されているものを受け付ける。なお、機構は、告発したことを理由として、当該告発した者に対して降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

① 研究不正等を行ったとする研究者名及び所属部署

- ② 研究不正等の態様及び内容等
- ③ 研究不正等と疑義される科学的理由

前記にかかわらず、匿名による告発があった場合、告発の内容により、顕名のある告発に準じた対応を行う。また、機構に関する研究不正の問題が、マスコミ報道や外部の学会等からの指摘又は内部調査によって発覚した場合及び、特定不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている（特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。）ことを、機構が確認した場合も同様に対応する。

(2) 理事長への報告

監査・コンプライアンス室長は、前号の相談や告発を受理した場合は、速やかに理事長へ報告しなければならない。

(3) 配分機関への報告

理事長は、研究不正に係わる告発等を受け付けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を、外部資金を配分する政府機関、独立行政法人その他の組織・機関（以下「配分機関」という。）に報告する。

また、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱いとする。

(4) 予備調査の実施

監査・コンプライアンス室長は、事案に応じて予備調査の要否を決定する。

監査・コンプライアンス室長は、予備調査が必要であると決定したときは、研究不正の疑義が生じている研究分野における所内の専門家等の協力を得て予備調査を実施する。予備調査の結果、告発がなされた事案が本格的な調査をすべきものと判断した場合、詳細調査を行うものとし、告発を受け付けた後、詳細調査を行うか否か決定するまでの期間は30日以内とする。告発が、機構以外の研究活動に関わる場合、又は職員等以外の者による機構内での研究活動に関わる場合は、当該研究活動に関する研究機関又は職員等以外の者の属する機関に通報し、必要に応じて協力を得ることとする。詳細調査においても、同様とする。

(5) 研究不正調査委員会の設置

監査・コンプライアンス室長は、前項の予備調査の結果を理事長に報告する。

理事長は、予備調査により当該告発が事実ではなく、詳細調査を行わないと決定した場合、その旨を告発者に通知し、告発で指摘された研究不正がないことを説明する。

理事長は、詳細調査を行うと決定した場合は、その旨を決定理由と共に告発者へ通知するとともに、30日以内に外部専門家を含めた研究不正調査委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、詳細調査を行う。委員会に関する規程は、別に定める。

理事長は、必要があると認めるときは、研究不正に関する調査及び審議を行うため機構の職員等以外の専門家のみからなる第三者委員会を設置することができる。第三者

委員会に関する規程は、別に理事長が定める。

理事長は、委員会を設置したときは、委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示すものとする。これに対し、告発者及び被告発者は、7日以内に異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、理事長は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

当該異議申立てを却下する場合、理由を付して告発者及び被告発者に通知する。

(6) 詳細調査開始の通知

詳細調査を行うと決定した場合、理事長は、告発者及び研究不正の疑義を受けた者（以下「被告発者」という。）に対し、詳細調査を行うことを通知する。

(7) 詳細調査時の措置

監査・コンプライアンス室長は、詳細調査に必要な資料を保全するため、必要と認めるときは、関係各部署等に対し、次に掲げる事項を実施するために必要な措置を要請することができる。

- ① 被告発者の出勤禁止（有給）
- ② 詳細調査に係る利害関係者と被告発者の接触禁止
- ③ 疑義の掛かった当該研究活動の一時停止
- ④ 詳細調査に係る物品の確保
- ⑤ その他詳細調査の実施に必要な措置

(8) 被告発者以外の職員等の業務遂行手段の確保

監査・コンプライアンス室長は、被告発者以外の職員等の業務遂行手段を確保するために、関係各部署等に必要な措置を要請する。また、一時停止となった研究活動において、試料等の保全のため必要な措置を講じた場合においても、被告発者以外の職員等の業務遂行手段を確保するために、必要な措置を要請する。

(9) 被告発者からの弁明聴取

委員会は、被告発者の弁明を聴取しなければならない。ただし、調査の過程で被告発者の自認があるなど必要性がないことが明らかな場合には、弁明の聴取を省略することができる。

被告発者は、当該研究不正に係る疑義がないことを説明する場合は、当該研究活動が科学的に適正な方法にのっとり行われたことを示して弁明しなければならない。

(10) 悪意に基づく告発への対応

研究不正が行われなかったと認定され、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、委員会は併せてその旨の認定を行うものとする。悪意に基づく告発との認定があった場合、理事長は告発者の所属機関へ通知しなければならない。また、認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えるものとし、告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、その認定について不服があるときは、10日以内に

理事長に対して不服申立てを行うことができる。悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申立てがあった場合、理事長は、告発者が所属する機関及び被告発者に通知するとともに、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告をする。不服申立てについて委員会は30日以内に再調査を行い、その結果を直ちに理事長に報告するものとする。理事長は、当該結果を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知するとともに、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。

(1 1) 理事長及び監事への報告

委員会は、詳細調査の開始から150日までを目処として、当該研究不正の存否を含む上記調査の結果を取り纏め、理事長及び監事に報告しなければならない。

(1 2) 文部科学省等への報告

研究不正については、理事長は、その事案に係る配分機関等（基盤的経費その他の文部科学省の予算の配分又は措置をする機関を含む。）及び文部科学省に詳細調査の実施の決定その他の詳細調査の結果を報告しなければならない。

(1 3) 外部資金配分機関への報告及び調査への協力等

外部資金に関する研究不正について詳細調査を行うと決定した場合、理事長は、委員会の協力を得て、配分機関に対して、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- ① 調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関と協議をしなければならない。
- ② 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の外部資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出しなければならない。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出しなければならない。なお、報告書に盛り込むべき事項については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定）」その他の配分機関の定めるところによるものとする。
- ③ 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告しなければならない。
- ④ 上記のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出しなければならない。
- ⑤ 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関から依頼があった場合には、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。

2 理事長は、委員会の調査結果に基づき、物的・科学的根拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断し、研究不正か否かの認定を行う。理事長は、当該認定を直ちに告発者、被告発者、委員会及び監事に通知する。なお、被告発者が機構以外の機関に所属している場合は当該所属機関にも当該認定を通知する。ただし、調査の過程で被告発者の自認があるなど必要性がないことが明らかな場合には、被告発者への通知及び次項の不服

申立てへの対応を省略することができる。

- 3 被告発者は、不服があるときは、10日以内に理事長に対して不服申立てを行うことができる。理事長は、被告発者から特定不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、告発者に通知するとともに、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告をする。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。不服申立ての審査は委員会が行う。委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを決定する。なお、調査の専門性に関する不服申立ては、調査委員を交代・追加等して審査するものとする。再調査を行わないと委員会が決定した場合、理事長は、処分の手続きを取る。委員会が再調査を開始した場合は、50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに理事長に報告する。理事長は当該結果を被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者に通知するとともに、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告をする。
- 4 研究不正が認定された場合の対応措置は、以下のとおりとする。
 - (1) 研究不正の認定を受けた者の処分
理事長は、被告発者の研究不正が事実と認定されたときは、懲戒規程に基づき設置された懲戒委員会の議を経て、研究不正の認定を受けた者（以下「不正認定者」という。）の処分を決定する。この場合、理事長は委員会の調査結果をもって懲戒規程第5条に定める非違行為の調査結果に代えることができる。
 - (2) 結果の公表
理事長は、委員会の報告に基づき、原則として、不正認定者の氏名、研究不正の態様、内容、及び研究不正の認定に至った調査結果等を速やかに公表する。
 - (3) 研究費の使用の禁止
不正認定者には、機構の指示する期間、内外の競争的研究資金を含め研究費（研究機器等の維持に要する費用を除く。）の使用を禁止する。
 - (4) 研究費の返還
不正認定者には、当該研究不正に関連し既に使用した研究費について、その全部又は一部を返還させることができる。
 - (5) 所属長等への対応
当該不正認定者に関係する所属長等に管理責任があると認められるときは、各就業規程及び懲戒規程に照らし別途必要な措置を講ずる。
 - (6) 研究不正に関わった外部の者への対応
理事長は、本条第4項に基づき処分の手続きを取った後、関係する外部の者に対して、機構が有する可能かつ適正な範囲において、厳正かつ適切な措置を講ずるものとする。
- 5 本条第1項一の規定にかかわらず、匿名による告発であるために予備調査又は詳細調査の継続が不可能と判断するに至った場合は、監査・コンプライアンス室長はその旨を理事長、監事及びその他の関係者に報告する。

6 研究不正が認定されなかった場合の対応措置は、以下のとおりとする。

詳細調査の結果に基づき、理事長が被告発者に研究不正の事実はないと認定したときは、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。また、悪意に基づく告発の認定があったときは、調査結果を公表するものとする。

なお、監査・コンプライアンス室長は、関係各部署等に次の各号に掲げる必要な措置を要請する。

- (1) 本条第1項七により講じた各対応措置の解除
- (2) 研究不正の事実がないことの全職員等への通知及び直接の説明（必要に応じて公表する。）
- (3) 事実ではない研究不正の告発を受けた者に対する不利益を回復し、発生を防止する具体策の実施及び名誉回復にかかる措置（必要に応じて公表する。）
- (4) 事実ではない研究不正の告発を受けた者への精神面も含めた支援の実施
- (5) その他告発以前の原状に回復するために必要な措置

（留意事項）

第10条 機構は、予備調査及び詳細調査の実施に当たり、十分な根拠がないにもかかわらず、関係研究者等に不利益をもたらす行為を行ったと判断される場合は、当該行為を定年制職員就業規程第5条第8項（他のこれに同種の規程等の規定を含む。）に該当又は準ずるものとみなし、当該行為を行った者に対して懲戒規程に従って必要な措置を講じる。

- 2 機構は、被告発者以外の職員等について、詳細調査開始後、速やかに滞りなく研究等の業務を行うことができるような人的・物的・精神的支援を行う。
- 3 機構は、研究不正の対応及び措置に関し、予備調査及び詳細調査に協力する者が不利益を受けることのないよう十分に配慮する。
- 4 職員等は、研究不正の調査等について協力しなければならない。
- 5 機構は、機構の職員等の係わる告発に関し、他の機関から調査の要請を受けた場合は、これに誠実に協力することとする。
- 6 配分機関が、機構に対し、外部資金に関する以下の調査（書面、面接、現地調査を含む。）を実施することとなった場合は、機構はこれに誠実に協力することとする。
 - (1) 履行状況調査（毎年、一定数を抽出）
 - (2) 機動調査（履行状況調査以外に、緊急・臨時の案件に機動的に対応
 - (3) フォローアップ調査（履行状況調査、機動調査における改善措置状況をフォローアップし、必要に応じ措置を講じる。）
 - (4) 特別調査（不正発覚後の状況把握・指導）

（個人情報保護）

第11条 研究不正に関する相談や告発を受け付け、調査結果を公表しないこととなった場合において本規程に定める業務に携わる者は、正当な理由がある場合を除き、相談や告発の内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。

2 理事長は、正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、就業規程に従って処分の措置を講ずる。

(利益相反関係の排除)

第12条 本規程に定める業務に携わる者は、自らが関係する事案の処理に関与してはならない。

2 前項の場合において職務を代行する者が必要な場合には、理事長が指名する者がこれに当たるものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日 29 (規程) 第22号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。